

このたび、クレイトン・ユッツ法律事務所は、日系企業の皆様の厚いご要望にお応えして、オーストラリア法に関する最新の動向や出版物、セミナー等についてタイムリーにご案内するため、日本語によるニュースレターを定期的にお送りすることにいたしました。

当事務所として初の試みですので至らない点もあろうかと思いますが、本ニュースレターが少しでも皆様のお役に立てればと思ってお送りするものですので、ご理解とご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。

なお、本ニュースレターについて、[ご意見やご要望](#)、または[コンタクト情報のご変更や特定法分野の英語ニュースレター](#)を別途送って欲しいといったご希望などございましたら、ご遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2014年11月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月のトピック：

### オーストラリア連邦政府による「産業イノベーション・競争力のアジェンダ」

2014年10月、オーストラリア連邦政府は、オーストラリアの国際的・国内的競争力向上のイニシアティブを記した「産業イノベーション・競争力のアジェンダ (Industry Innovation and Competitiveness Agenda)」を発表しました。

同アジェンダは、連邦政府がオーストラリアの産業競争力を向上させるために必要と考えている以下の4つの目標を掲げています。

- ▶ 規制緩和、減税および活発な市場競争を通じた低コストでビジネスフレンドリーな環境
- ▶ 熟練労働力の増強
- ▶ 経済インフラの改善
- ▶ イノベーションと企業家精神を醸成する産業政策

これらを達成するため以下のような改革実行案が挙げられています。

1. 法令遵守に確実な実績のある輸出入業者が、簡素化された手続きにて税関手続を行うことができるようにするプログラム (Trusted Trader Programme) の構築 — 2015年3月から段階的に導入予定。

## 「当事務所の特長」ビデオ



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



- 
2. 制度やモノ、サービスについて国際的に認められている基準やリスク評価が存在する場合には、政府としてこれらを採用し、正当な理由がない限りオーストラリア独自の基準や評価を追加的に適用しないイニシアティブ
  3. 既存の沿岸海運規制の見直し — 既存の沿岸海運規制は海運産業に特段の恩恵をもたらさない一方、コスト上昇と競争力の減退を招いたと言われていています。これについては現在具体的な改正案や時間枠が決められていません。
  4. 対オーストラリア投資の促進 — これには一般的な投資誘致や、民間から投資専門家を関連政府機関に招き入れ、農業部門やインフラ部門といった特定の部門への投資を促進させるといった方策が採られます。
  5. 農業や鉱業サービス産業、医療技術産業といったオーストラリアが強みを持つ産業について、民間事業から構成される非営利の産業成長センターの開設 — 政府から補助金が拠出され、生産性と競争力の阻害要素に対処するための方策を立案・管理することになります。

同アジェンダにて掲げられる目標と、これらを実行するための改革案は、オーストラリアの産業を変革したいという連邦政府の強い意思を示すものといえます。オーストラリアの貿易と投資に関する改革の多くは既に長い期間実行に移されている一方で、海運規制の見直しなどについてはまだ緒についていない状況です。実行に移されるべき改革の行方は今後も注視していく必要があるでしょう。

この記事のより詳しい内容を英語の原文で読みたい方は、[こちら](#)からアクセスできます。

## 注目のトピック

---

### 土壌汚染浄化の枠組みの統一化に向けて

土壌汚染浄化に関連する法的枠組みは州レベルでバラバラに存在し、連邦レベルでの枠組みが存在しませんが、政府と産業界の代表者からなる **CRC CARA** という独立機関は、国内の枠組みの統一化を目指し、現在パブリック・コメントを募っています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

### 通信キャリアから学ぶ 21 世紀のオーストラリアの公共インフラ提供

通信キャリアと公共インフラには多くの共通点があるため、通信インフラに適用される政策が、現在公共インフラ構築に関連する問題を解決するための一助になるかもしれません。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

## クイーンズランド州の職場安全ワン・ストップ・ショップ

クイーンズランド州では労働災害補償と職場安全を管轄するワン・ストップ・ショップが 2014 年 11 月に開設されました。同州に事業所と従業員を有する雇用者は、職場における事故の報告手続等を見直す必要があります。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

## 商業用不動産の開発業者の注意義務

商業用不動産の開発業者が、不動産の買主に対し、建物の建築について注意義務を負うかどうかという点について、これを否定する連邦最高裁判所の判決が 2014 年 10 月に出されています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

## 競争法違反に伴う保護観察命令

米国で既に導入されている競争法違反者に対する保護観察命令の仕組みを、オーストラリアでも採用すべきとする機運が高まっています。企業は何に注意すれば良いのでしょうか。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

## 農業競争力に関する白書（「グリーン」・ペーパー）

2014 年 10 月、連邦政府は、アグリビジネスの生産性を高めるためのアイデアや提案を纏めた白書（グリーン・ペーパーと呼ばれています）を発表し、利害関係者から意見を募っています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

## 従業員株式オプションに関する税制改革など

連邦政府は、ベンチャー企業が優秀な人材を確保しやすくすることを主たる目的として、従業員株式オプションに関する税制を次会計年度から変更することを発表しましたが、その一方でクラウド・ファンディングに関する規制の枠組みの構築は当面見送られました。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

## 競争政策見直しのドラフト報告書

2014 年 9 月、オーストラリアの競争法政策の抜本的な見直しが行われました。その結果として 52 の提言を含む報告書のドラフトが公表され、利害関係者から意見・要望を募っています。

原文（英語）へのリンクは[こちら](#)

---

## セミナー情報

### 1. SMBC グローバルセミナー

オーストラリア・魅力あふれるクィーンズランド州 第三部

「オーストラリアの投資及び事業活動に関する法的枠組と最近の動向」

講師： クレイトン・ユッツ法律事務所パートナー 加納寛之

日時： 2014年11月25日(火) 13:30 - 16:30 (開場 13:00)

場所： 三井住友銀行 呉服橋クラブ 13階 会議室

住所： 東京都中央区八重洲 1-3-4

### 2. クレイトン・ユッツ法律事務所セミナー

「オーストラリア会社法概説 - 日本法との相違点を中心として」

講師： クレイトンユッツ法律事務所パートナー 加納寛之

シニアアソシエイト 山浦茂樹

ロイヤー 鈴木正俊

日時： 2014年12月15日(月) 17:30 - 19:30

場所： クレイトン・ユッツ法律事務所 ブリスベンオフィス

住所： Level 28, 71 Eagle Street, Brisbane Qld 4000

### 3. シドニー日本商工会議所 シドニービジネス塾

「オーストラリア会社法概説 - 日本法との相違点を中心として」

講師： クレイトンユッツ法律事務所パートナー 加納寛之

日時： 2014年12月16日(火) 17:30 - 19:30

場所： クレイトン・ユッツ法律事務所 シドニーオフィス

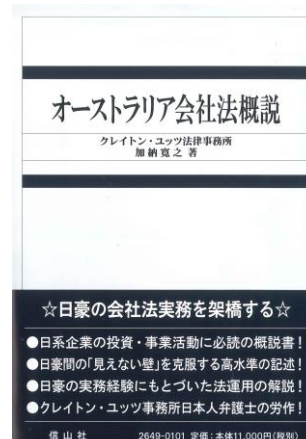
住所： Level 15, 1 Bligh Street, Sydney NSW 2000

## 最近の出版物

### 1. オーストラリア会社法概説 (信山社 2014年8月)

2010年から4年間にわたって執筆を進めてきた本書が出版に至りました。日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。豪州ビジネスに関わる日本人の皆様のお役に立てるよう、実務的な面もカバーしています。

## オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 2. 「オーストラリアの投資規制の概況」 (有斐閣ジュリスト 2014年4月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに三回の連載で載った記事の第一回。日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。

## 3. 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 (有斐閣ジュリスト 2014年5月号)

連載の第二回。豪州の労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。

## 4. 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 (有斐閣ジュリスト 2014年6月号)

連載の最終回。オーストラリアに進出してビジネスを行う際、日本や諸外国の法制とも比較して実務上の障壁となっていると言っても過言ではないのが環境法制です。その複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

---

## 連絡先

ニュースレターに関するご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



ロイヤー 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 八郷智之  
直通電話：02-9353-5722  
メール：[thachigo@claytonutz.com](mailto:thachigo@claytonutz.com)



ロークラーク 末永麻衣  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7019  
メール：[msuenaga@claytonutz.com](mailto:msuenaga@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
木内理恵子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[rkiuchi@claytonutz.com](mailto:rkiuchi@claytonutz.com)

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。